

令和 7 年 3 月 25 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター センター長様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書と川崎市介護保険制度における閲覧等請求書の同意欄の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 31 日付、3 川健介保第 1634 号にて居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「居宅届」という）と川崎市介護保険制度における閲覧等請求書（以下「閲覧請求書」という）の取扱いについて、「居宅届」と「閲覧等請求書」を同時に提出する際に、居宅届の同意欄に署名又は記名押印がされている場合については、「閲覧等請求書」の委任状の署名を不要とする取扱いとしたところです。

この度、居宅介護支援事業者等の利便性の向上の観点から、同運用の見直しを行い、下記のとおり実施することとしましたので通知いたします。

居宅届の同意欄及び閲覧等請求書の委任状欄の取扱いについて

- ①居宅届の旧様式は使用終了とする。
- ②居宅届の委任欄に署名のあるものは、区役所で介護保険システムへの入力を行い、閲覧請求時にシステム確認ができたものについては、以降の閲覧請求書の委任状の記入は不要とする。
- ③令和 7 年 3 月 31 日以前に届出のあった居宅届については、原則として従来通り閲覧請求書の委任状欄への署名を必要とするが、システム確認できるものについてはこの限りではない。
- ④閲覧請求同意のため新たに居宅届を提出する場合はこれを受領する。
- ⑤上記取扱いについては、令和 7 年 4 月 1 日受付分から適用する。

参考資料（別添参照）

- ・令和 4 年 3 月 31 日付、3 川健介保第 1634 号居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の同意欄追加に伴う取り扱いについて（通知）

各区申請窓口・問い合わせ先

川崎区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒210-8570 川崎区東田町 8 番地

電話：044-201-3282

幸区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒212-8570 幸区戸手本町 1 丁目 11 番地 1

電話：044-556-6655

中原区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒211-8570 中原区小杉町 3 丁目 245 番地

電話：044-744-3179

高津区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号

電話：044-861-3263

宮前区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番5号

電話：044-856-3245

多摩区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒214-8570 多摩区登戸1775番地1

電話：044-935-3185

麻生区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号

電話：044-965-5198

(担当) 介護保険課給付係

電話 044 - 200 - 2687

介護保険課認定係

電話 044 - 200 - 2455

3 川健介保第 1 6 3 4 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様
市内指定居宅介護予防支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の同意欄追加に伴う取り扱いについて（通知）

日ごろから、本市介護保険事業の運営に多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
令和 3 年 8 月 1 日付けで、「川崎市介護保険条例施行規則」（平成 12 年 3 月 31 日規則第 57 号）の改正に伴い、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下「居宅届」といいます。）に介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の提供に関する同意欄を追加しました。
本改正に伴い、川崎市介護保険制度における閲覧等請求書（以下「閲覧等請求書」といいます。）の委任状に署名を求めているにもかかわらず、居宅届の同意欄にも署名を行うのは、厳密には別の目的ではありますが、類似する内容に対して、2 つの署名をしている状態です。
同意欄の追加後に、運用について検討を行ってきたところですが、本市では、「川崎市個人情報保護条例」に基づき、同意欄の署名を以って閲覧等請求書の委任状欄の省略は完全にはできないという整理といたしますが、事務簡略化の観点から、今後の取り扱いを下記のとおりといたしますので、お取り計らいの程よろしく願います。

○規則改正後の居宅届の同意欄及び閲覧等請求書の委任状欄の取扱い

- ・ 居宅届の同意欄
同意欄に署名又は記名押印がない状態でも「居宅届」を提出することを可能とします。
- ・ 閲覧等請求書の委任状欄
原則、「閲覧等請求書」の委任状の署名は引き続き必要としますが、「居宅届」と「閲覧等請求書」を同時に提出する際に、居宅届の同意欄に署名又は記名押印がされている場合については、「閲覧等請求書」の委任状の署名を不要とします。ただし、当該申請以降に改めて閲覧等請求を行う場合は、委任状の署名を必要とします。

※同意欄の取扱いについては、令和 3 年 8 月 1 日から有効ですが、委任状の取扱いについては、令和 4 年 4 月 1 日以降に御提出いただいた場合に、有効なものいたします。
※要介護認定申請と同じタイミングで居宅届を提出し、認定結果が判明後に閲覧等請求書を御提出いただいた場合は、当該取扱いの対象外となり、閲覧等請求書の委任状の記載は必要といたします。

（ 介護保険課給付係 担当
TEL 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 8 7
FAX 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6 ）